

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

フジ日本精糖株式会社

代表取締役社長 船 越 義 和

第92回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時40分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第92期（自平成26年4月1日
至平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査
人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（自平成26年4月1日
至平成27年3月31日）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類および添付書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fnsugar.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、消費増税の反動や円安の影響による物価上昇など個人消費が依然として低迷しているものの、政府の経済・財政政策などにより企業収益や雇用情勢などに改善がみられ、景気は総じて緩やかな回復傾向で推移いたしました。

しかしながら、精糖業界においては、国内の砂糖消費の減少傾向に歯止めが掛からず、また他甘味料の侵食などにより、厳しい環境が続いております。

このような経済環境のなかで当社グループは、製品の安定供給および品質管理を最重要課題として取り組んでまいりました。特にタイのイヌリン製造連結子会社（Fuji Nihon Thai Inulin Co., Ltd.）においては、製品供給のために品質安定化や現地スタッフの教育育成などに注力いたしました。

この結果、当期の当社グループの業績は、売上高19,038百万円（前年同期比5.5%減）、営業利益645百万円（同20.3%減）、経常利益864百万円（同12.8%減）となり、特別損益として投資有価証券売却益74百万円、減損損失45百万円などを計上した結果、当期純利益は568百万円（同4.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【精糖事業】

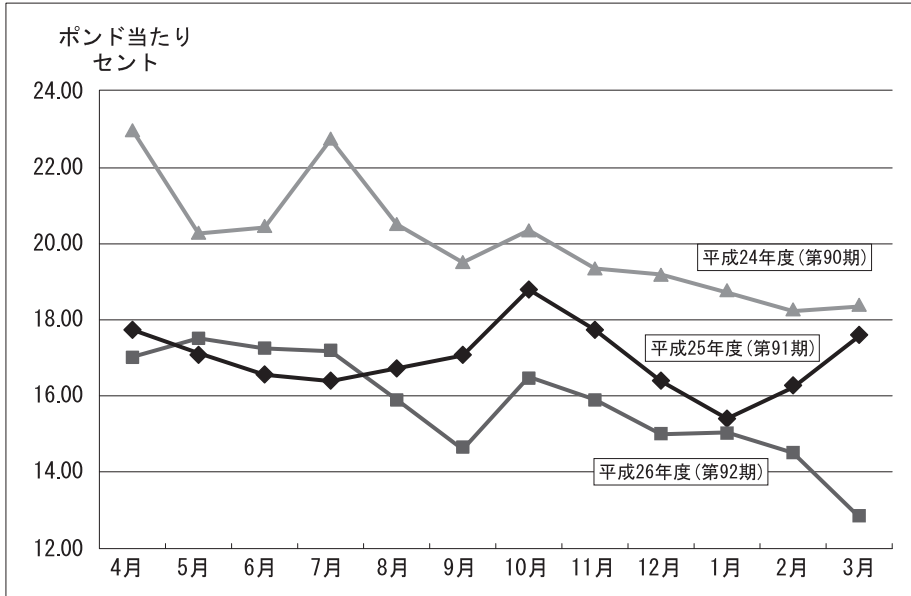
精糖事業につきましては、海外原糖市況は期初ニューヨーク先物市場17.77セント（1ポンド当たり）で始まり、その後暫くは一進一退を繰り返しながら堅調に推移いたしました。しかし、供給過剰感に加え、世界の景気減速による砂糖消費の低迷から値を下げ続け、主要生産国ブラジルでの急激なリアル安で同国の輸出ドライブが掛かるとの憶測から投機ファンドを中心に売られ、さらに値を下げて当期最安値の11.91セントを付け、11.93セントで期末を迎えました。

一方、国内製品市況は期初東京現物相場186円（上白大袋1キログラム当たり）で始まり、海外原糖相場は下落したものの、急激な円安に動いたことで相殺され、そのまま186円で期末を迎えました。

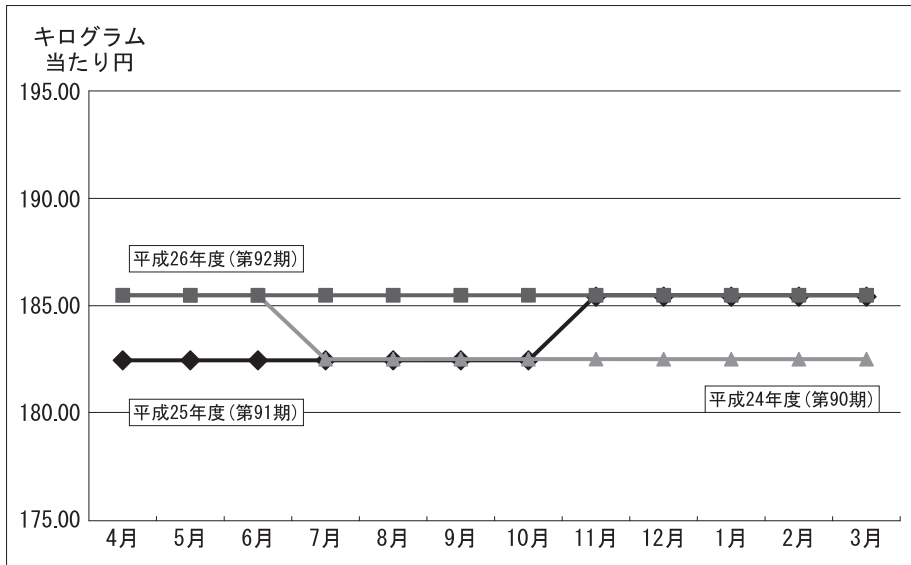
製品の荷動きについては消費増税の反動と夏場の天候不順などから荷動きは鈍く、期待された年末需要も盛り上がりには欠けた動きとなりました。このため、清涼飲料向けや菓子類・調味料向けなどが低調な荷動きとなり、液糖や上白糖を中心に前年同期を下回る販売量となりました。

この結果、販売数量は減少したものの、販売単価の上昇や販売管理費の削減により、売上高12,325百万円（前年同期比7.6%減）、営業利益1,010百万円（同0.7%増）の減収増益となりました。

NY先物価格 月別平均相場 (原糖)



日経平均 月別平均相場 (上白大袋)



【機能性素材事業】

機能性素材事業につきましては、機能性食品部門ではタイの連結子会社Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. で製造した製品の日本向け輸出が平成26年後半に開始したものの、本稼働の遅れによる先行費用および品質の安定に関連した追加費用を計上したことにより、営業損失となりました。国内のイヌリン販売数量は、タイからのイヌリン輸入を控えて、さらなる拡販を図りましたが、前年同期比で微減となりました。

切花活力剤部門では、花卉業界全体が低迷するなか、消費増税による反動が響き、売上高は前年同期を下回りました。新規商材として華道教室・スクール向けの水揚促進剤「ハイ・スピード200ml」を上市しましたが、業績への貢献は平成28年3月期以降になる予定であります。

連結子会社ユニテックフーズ株式会社におきましては、OEMビジネスの不振により減収となりましたが、主力製品のペクチンやコラーゲンにおける新規ユーザ向けの拡販により増益となりました。

これらの結果、売上高6,115百万円（前年同期比1.6%減）、営業損失207百万円（前年同期 営業損失19百万円）の減収減益となりました。

【不動産事業】

不動産事業につきましては、一部小規模賃貸住宅の稼働率低下はあったものの、自社所有物件賃貸による収入はほぼ前年同期並みに推移し、効率的な維持管理にも努めたことから、安定収益確保に貢献いたしました。

この結果、売上高597百万円（前年同期比0.4%減）、営業利益530百万円（同1.0%増）の減収増益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、円安や株高など回復する兆しを見せるなか、当社グループは、引き続き製品の安定供給および品質管理を重要課題として取り組むとともに、イヌリン事業においてタイ連結子会社での品質安定化および海外を含めた当該製品の拡販に注力してまいります。

精糖事業につきましては、他甘味料の浸食や少子高齢化などによる砂糖の消費減少傾向に歯止めが掛からない厳しい販売環境が続いておりますが、安定供給と効率的な販売に傾注してまいります。さらに、原材料の仕入コストの抑制、加工費・販売費のコスト削減に努めてまいります。

機能性素材事業につきましては、機能性食品部門では、イヌリンの国内販売において機能性表示に関する法律「食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」が改正されることから、イヌリンが持つ機能性をアピールし、幅広い分野への拡販を行ってまいります。また、海外販売では、東南アジアでのアプリケーション開発を中心とした拡販などに取り組み、さらに各事業においてコスト削減に努めてまいります。

不動産事業につきましては、自社所有賃貸物件の環境問題や災害対策に留意した維持管理に注力し、安定収入の確保に努めてまいります。

以上のおり、当社は3つの事業部門における収益力の一層の向上を図り、安定した収益体制を構築しながら、将来の中核となる新事業、新製品を開発する投資やM&Aを実行し、海外事業を積極的に展開することで企業の活力を高めるように努める所存であります。

今後とも当社の企業理念の『夢のあるたくましい会社』を目指し、7つの経営方針に基づき株主、取引先、社員の満足度を高め、食文化による豊かな生活づくりを通じて社会に貢献し、人材を育成して会社の価値を高めることに更なる努力をしてまいります。

経営方針

- ① 顧客第一主義の徹底
- ② 社員が会社と共に成長し自己実現を目指す企業文化の形成
- ③ 社会に評価される企業価値の向上
- ④ 研究・開発の推進による新たな価値の創造
- ⑤ 公正で透明性のある企業活動の徹底
- ⑥ 地球に優しい環境経営の強化・拡大
- ⑦ 社会に貢献する企業市民活動の推進

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は320百万円であり、取得した主な設備は次のとおりであります。

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. イヌリン工場最終工事 246百万円
フジ日本精糖株式会社 オリゴ粉末化工事一式 10百万円

上記の所要資金は、国内は自己資金を充当し、タイにおいては、金融機関の借り入れを行いました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第 89 期	平成24年度 第 90 期	平成25年度 第 91 期	平成26年度 第 92 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	19,272	19,760	20,155	19,038
経 常 利 益 (百万円)	1,146	1,143	990	864
当 期 純 利 益 (百万円)	636	716	594	568
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	23.80	26.71	22.12	21.17
総 資 産 (百万円)	18,601	20,023	21,370	22,963
純 資 産 (百万円)	12,934	14,308	14,821	16,106

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協立食品(株)	20百万円	100%	砂糖、食料品の販売 不動産の保守管理
ユニテックフーズ(株)	300百万円	100%	食品添加物、農産加工品、機能性 素材等の加工、販売
Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	300百万バーツ	55%	機能性食品素材「イヌリン」の製 造販売
FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.	2百万バーツ	49%	機能性食品素材「イヌリン」およ び各種食品に関する事業

(注) FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. は、非連結子会社となっております。

6. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、精糖事業（精製糖、砂糖関連製品の製造販売）のほか機能性素材事業（イヌリン、カテキン製剤などの食品添加物、切花活力剤の製造販売、ペクチン等の機能性食品素材の仕入販売）および不動産事業を主たる業務として行っております。

7. 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

(1) 当社

本社……東京都中央区

工場……静岡県静岡市

上記のほか、主として関連会社の太平洋製糖(株)において精製糖の生産を委託しております。

(2) 子会社

協立食品(株)……………東京都中央区

ユニテックフーズ(株)……………東京都中央区

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

本社……………タイ国バンコク都

工場……………タイ国ラチャブuri県

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. ……タイ国バンコク都

8. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
176名	15名増

(注) 従業員数には、嘱託等28名および準社員5名は含んでおりません。

9. 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	1,531百万円
(株) 静岡銀行	428
(株) 三井住友銀行	320
(株) 三菱東京UFJ銀行	302
(株) 清水銀行	150

II. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 110,000,000株
2. 発行済株式の総数 29,748,200株（自己株式2,893,848株を含む）
3. 株主数 3,667名
4. 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
双日(株)	8,153千株	30.36%
豊田通商(株)	2,459	9.16
鈴与(株)	1,902	7.09
和田製糖(株)	1,226	4.57
(株)静岡銀行	792	2.95
(株)榎本武平商店	758	2.82
小倉運輸(有)	669	2.49
新潟県砂糖卸荷受商業協同組合	600	2.23
(株)サカタのタネ	563	2.10
東京海上日動火災保険(株)	447	1.67

(注) 出資比率は自己株式(2,893千株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役に関する事項（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	船越 義和	
取締役	高梨 繁憲	常務執行役員砂糖本部本部長
取締役	櫻田 誠司	常務執行役員機能性素材本部本部長兼 機能性食品営業部長兼営業戦略室室長
取締役	櫻田 礎久	常務執行役員清水代表砂糖本部副本部長兼 機能性素材本部副本部長兼キープ事業部部長
取締役相談役	江口 達夫	
取締役相談役	佐藤 伸郎	協立食品(株)代表取締役社長
取締役	村上 光廣	鈴与(株)相談役
監査役(常勤)	高橋 宏寿	ユニテックフーズ(株)監査役
監査役	上平 徹	上平会計事務所所長
監査役	加藤 茂治	豊田通商(株)食料企画部部長
監査役	内藤 健雄	清田糖業(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち村上光廣氏は社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち上平 徹、加藤茂治および内藤健雄の各氏は社外監査役であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役上平 徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成26年6月18日開催の第91回定時株主総会において、櫻田誠司、櫻田礎久の両氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 平成26年6月18日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、渡辺修司、武田浩文の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	84,967千円 (4,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23,810千円 (7,800千円)
合計 (うち社外役員)	13名 (5名)	108,778千円 (11,800千円)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額9,900千円が含まれております。
3. 上記の取締役の支給人員には、平成26年6月18日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した2名が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	内 藤 健 雄	清田糖業㈱代表取締役社長

(注) 清田糖業㈱と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	村 上 光 廣	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
監 査 役	上 平 徹	当期開催の取締役会7回全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回全てに出席しております。主に公認会計士としての立場からの発言を行っております。
監 査 役	加 藤 茂 治	当期開催の取締役会7回のうち5回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち8回に出席しております。議案審議等に必要発言を適宜行っております。
監 査 役	内 藤 健 雄	当期開催の取締役会7回全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回全てに出席しております。議案審議等に必要発言を適宜行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
(2) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、(1)の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンスプログラム」を制定し、役員および社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう、マニュアルの配布や啓発および教育を通じて指導する。

また、当社は、相談・通報体制を設け、役員および社員等が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついた時は、コンプライアンス推進委員会に直接通報する手段を用意するものとし、その一つとして「ホットライン」を設置・運営する。

その利用の際には、匿名による通報を認めるとともに通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを確保する。

- ② 当社では、社外取締役の比率を高めることによって、意思決定、業務執行に対する客観的な視点からの監督機能を強化する。また、経営責任を明確にし、緊張感のもと、機動性をもって業務執行するために取締役の任期を1年とする。
 - ③ 業務面においては、内部監査に関する社内規程を定め、それに基づく内部監査を定期的実施することによって内部統制の強化に努める。その専管組織として「監査室」を設ける。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、リスク管理のための全社方針として「リスク管理基本方針」を定めるとともに、リスク管理全体を指揮する組織として代表取締役社長を委員長とする「危機管理委員会」を設け、有事においては、危機管理規程に基づいた「危機対策委員会」を組成し、会社全体を統括して危機管理にあたる。
 - ② 当社は、食品メーカーとして重要な課題である品質保持ならびに「安心・安全」を確保する組織として、「品質保証室」を、「環境」問題を担当する横断組織として「環境管理委員会」を設け、それらの指示・決定に基づいて各担当部門が専門的な立場から、安全・衛生面、品質面、環境面における適切な管理とその維持・向上を図る。
 - ③ 当社は、各部門において常時その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等へ取り組むことに努める。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、定例の取締役会を原則2ヶ月に1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ② 当社では、執行役員制度を導入することにより、取締役会の意思決定および業務監督機能と、常勤取締役ならびに執行役員の業務執行機能を分離し、経営の迅速化と機動性を確保する。その機能の強化を図るため、常勤取締役ならびに執行役員が出席する常勤役員会を原則毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係わる情報交換ならびに詳細な検討を行うとともに、必要な際には、その席上で常勤監査役が意見を述べることのできる体制を敷く。
 - ③ 日常業務においては、「職務権限規程」等の社内規程に基づいて意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にすることにより、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ④ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

- イ. 株主総会議事録と関連資料
 - ロ. 取締役会議事録と関連資料
 - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - ニ. 取締役を決定者とする決定書類および付属書類
 - ホ. その他取締役の職務の執行における重要な文書
- ② 情報の管理においては、社内規程による対応とともに情報セキュリティに関するガイドラインの充実を図ることに努める。
- (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の企業集団に属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものでなければならない。
 - ② 当社は、子会社においても当社の「コンプライアンスプログラム」を適用することを原則とし、子会社の役員および社員等に対して企業倫理・法令の遵守により公正かつ適正な業務運営の実現を図るよう、指導する。また、当社の定例会議において営業・財務状況の報告を義務付ける。
 - ③ 関連会社については、その経営の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受けるとともに重要案件についての協議を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のために監査室がその任にあたる。
 - ② 監査役の業務補助のために、専任の使用人を置く場合は、その人事について取締役は監査役の意見を尊重する。
- (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ② 代表取締役社長と監査役会は、定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題ならびに監査上の重要事項等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
 - ③ 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常勤役員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- また、監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定される内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備および運用を行う。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、反社会的勢力を排除していくことが企業としての責務であり、業務の適正を確保するために必要な事項であることを深く認識し、その被害防止に努める。
- ② 「コンプライアンスプログラム」内に定める「フジ日本精糖行動憲章」および「コンプライアンス行動基準」に反社会的勢力の排除を明記し、周知徹底を図る。
- ③ 社内に統括部署を定めるとともに、外部専門機関と連携し、反社会勢力に関する情報の収集を行う。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、厳しい業界環境下、安定的な経営成績の確保、強固な経営基盤の確立に努め、株主の皆様に対しては、安定的な利益還元継続や自己株式の取得等の資本政策による株主価値の向上を経営の重要課題としております。配当政策につきましては、安定的な配当の実施を基本方針としておりますが、業績に応じた内部留保の充実等も含めて総合的に判断することとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績ならびに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、平成27年5月19日開催の取締役会決議により、1株につき9円とさせていただきました。これにより、配当金総額は241,689,168円となりました。また、その他に繰越利益剰余金400百万円を減少させ、別途積立金に400百万円積み立てる剰余金の処分を行いました。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高他の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,804,233	流 動 負 債	3,963,805
現金及び預金	1,815,136	買掛金	1,324,447
受取手形及び売掛金	2,396,935	短期借入金	1,360,947
有価証券	378,313	未払法人税等	209,316
商品及び製品	1,508,955	未払消費税等	141,676
仕掛品	431,339	賞与引当金	99,733
原材料及び貯蔵品	1,072,632	その他	827,683
繰延税金資産	95,171	固 定 負 債	2,893,710
その他	1,109,142	長期借入金	1,466,481
貸倒引当金	△ 3,393	繰延税金負債	752,043
固 定 資 産	14,159,425	役員退職慰労引当金	183,039
有形固定資産	4,878,263	退職給付に係る負債	6,018
建物及び構築物	1,036,414	資産除去債務	64,051
機械装置及び運搬具	1,695,551	その他	422,076
土地	2,048,834	負 債 合 計	6,857,515
その他	97,462	純 資 産 の 部	
無形固定資産	665,037	株 主 資 本	13,729,448
のれん	577,809	資 本 金	1,524,460
その他	87,228	資 本 剰 余 金	2,530,171
投資その他の資産	8,616,124	利 益 剰 余 金	10,391,064
投資有価証券	6,383,613	自 己 株 式	△ 716,247
長期貸付金	2,013,228	その他の包括利益累計額	1,992,264
その他	269,872	その他有価証券評価差額金	1,827,960
貸倒引当金	△ 50,589	為替換算調整勘定	152,501
資 産 合 計	22,963,658	退職給付に係る調整累計額	11,803
		少 数 株 主 持 分	384,430
		純 資 産 合 計	16,106,143
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,963,658

連結株主資本等変動計算書

（自平成26年4月1日）
（至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,530,171	10,016,829	△714,805	13,356,655
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			47,538		47,538
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,524,460	2,530,171	10,064,368	△714,805	13,404,194
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△241,725		△241,725
当 期 純 利 益			568,421		568,421
自 己 株 式 の 取 得				△1,442	△1,442
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	326,696	△1,442	325,253
当 期 末 残 高	1,524,460	2,530,171	10,391,064	△716,247	13,729,448

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,020,619	77,752	△19,219	1,079,152	385,910	14,821,719
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						47,538
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,020,619	77,752	△19,219	1,079,152	385,910	14,869,258
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△241,725
当 期 純 利 益						568,421
自 己 株 式 の 取 得						△1,442
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	807,341	74,748	31,022	913,111	△1,480	911,631
当 期 変 動 額 合 計	807,341	74,748	31,022	913,111	△1,480	1,236,884
当 期 末 残 高	1,827,960	152,501	11,803	1,992,264	384,430	16,106,143

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

協立食品㈱

ユニテックフーズ㈱

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

(2) 非連結子会社の数 1社

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.につきましては、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 4社

太平洋製糖㈱

マ・マーマカロニ㈱

南栄糖業㈱

Unitec Is Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の数 1社

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.

(持分法を適用しない理由)

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.につきましては、小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない非持分法適用会社の数 1社

DAY PLUS (Thailand) Co.,Ltd.

(持分法を適用しない理由)

DAY PLUS (Thailand) Co.,Ltd.につきましては、当連結会計年度に新たに設立しましたが、小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、南栄糖業㈱の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商 品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、仕掛品、原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び一部の国内連結子会社は定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金
当社及び一部の連結子会社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理することとしております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が73,818千円減少し、利益剰余金が47,538千円増加しております。また、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
 - b. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
- 主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。
- また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社デリバティブ管理規程に従い行っております。
- なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
- ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。
- なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については12年間で均等償却しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

借主に対する敷金返還義務

担保に供している資産……………土地	145,995千円
対応債務……………預り保証金	57,980千円

なお、上記預り保証金は、固定負債の「その他」に含まれております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,034,450千円

3. 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.	28,351千円	(7,662千パーツ)
太平洋製糖(株)	221,333千円	
南栄糖業(株)	103,431千円	

III 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
静岡県静岡市	イヌリン生産設備	機械装置等

当社グループは、管理会計上の区分に基づいて事業用資産をグルーピングしております。

国内のイヌリン事業は、当初計画の黒字転換に遅れが生じており、継続的な営業損失が計上されているため、当連結会計年度において当該事業の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（45,916千円）として特別損失に計上しました。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.3%で割り引いて算定しております。

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	8,667千円
機械装置及び運搬具	35,284千円
その他	1,964千円
合計	45,916千円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

普通株式

29,748,200株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月16日 取締役会	普通株式	241,725	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月4日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	241,689	9.00	平成27年3月31日	平成27年6月5日

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については必要な資金を銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び投資先の信用リスクに晒されておりますが、当社の取締役会に時価や投資先の財務状況等を定期的に報告しております。

長期貸付金は、主に当社が関係会社に対し行っているものであり、当社の取締役が当該関係会社の取締役会にて定期的な業務遂行報告を受けております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。その一部は原料糖の輸入に伴う為替変動リスクに晒されており、当該リスクをヘッジするために為替予約取引を行っております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。また、長期借入金は、主にM&A及び設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金融機関とのデリバティブ取引（金利スワップ取引）にてヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程に従い、担当部門が行っております。また、定期的に取締役会に状況報告がなされております。

なお、ヘッジ会計の方法等については「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,815,136	1,815,136	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,396,935	2,396,935	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,185,451	5,185,451	—
(4) 長期貸付金（※1）	3,010,368	3,014,162	3,793
資産計	12,407,892	12,411,686	3,793
(1) 買掛金	1,324,447	1,324,447	—
(2) 短期借入金	1,002,350	1,002,350	—
(3) 未払法人税等	209,316	209,316	—
(4) 未払消費税等	141,676	141,676	—
(5) 長期借入金（※2）	1,825,079	1,826,090	1,010
負債計	4,502,870	4,503,881	1,010

（※1）長期貸付金には、1年以内返済予定長期貸付金997,140千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（※2）長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金358,597千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（注1）金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は金融機関から提示された価格によっております。また、その他有価証券の種類ごとの取得原価等、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,643,472	1,950,320	2,693,151
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	70,543	67,266	3,277
	小 計	4,714,015	2,017,586	2,696,428
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	49,117	63,582	△14,465
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	422,318	424,458	△2,140
	小 計	471,435	488,041	△16,605
合 計		5,185,451	2,505,628	2,679,822

(※1) その他有価証券の当連結会計年度の売却額は94,834千円、売却益は74,284千円であります。

(※2) 取得原価は減損処理後の帳簿価額によっております。減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

なお、当連結会計年度において、投資有価証券についての減損処理を行い、投資有価証券評価損457千円を計上しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価の算定については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関係

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	442,864	400,000	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	45,361
投資事業有限責任組合	16,405
関連会社株式	1,514,708

(※1) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 連結貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額によっております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、当該株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金及び預金	1,815,136	—	—
受取手形及び売掛金	2,396,935	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(その他)	378,313	—	—
長期貸付金	997,140	2,011,304	1,924
合 計	5,587,526	2,011,304	1,924

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
358,597	214,773	214,773	714,773	214,773	107,386

VI 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の退職給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、退職金規程に基づく確定給付型の企業年金制度（キャッシュバランスプラン）を導入しております。当該制度では、加入者ごとに積立額及び年金額の原資に相当する仮想個人勘定を設けております。仮想個人勘定には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと給与水準等に基づく拠出クレジットを累積しております。

なお、一部の連結子会社は、非積立型の確定拠出制度（中小企業退職金共済制度）を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 確定給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	743,080千円
会計方針の変更による累積的影響額	△73,818千円
会計方針の変更を反映した期首残高	669,262千円
勤務費用	41,660千円
利息費用	4,678千円
数理計算上の差異の発生額	13,839千円
退職給付の支払額	△41,448千円
退職給付債務の期末残高	687,992千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	539,954千円
期待運用収益	10,799千円
数理計算上の差異の発生額	54,782千円
事業主からの拠出額	111,798千円
退職給付の支払額	△35,360千円
年金資産の期末残高	681,974千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	687,992千円
年金資産	△681,974千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,018千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	41,660千円
利息費用	4,678千円
期待運用収益	△10,799千円
数理計算上の差異の損益処理額	6,335千円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>41,875千円</u>

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異 47,278千円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異 17,434千円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	17.2%
株式	39.9%
現金及び預金	1.9%
保険資産（一般勘定）	40.9%
その他	0.1%
合計	<u>100.0%</u>

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしている。）

割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、11,948千円であります。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産の部)	
繰延税金資産	
賞与引当金否認額	33,032千円
未払事業税否認額	17,056千円
たな卸資産評価損否認額	31,445千円
その他	13,636千円
繰延税金資産合計	95,171千円
(固定負債の部)	
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	16,340千円
役員退職慰労引当金否認額	59,327千円
投資有価証券評価損否認額	37,595千円
投資事業組合出資損失否認額	28,013千円
減損損失否認額	65,862千円
資産除去債務否認額	20,688千円
繰越欠損金	68,971千円
その他	26,945千円
繰延税金資産小計	323,746千円
評価性引当額	△215,451千円
繰延税金資産合計	108,294千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	852,902千円
資産除去債務対応除去費用	7,435千円
繰延税金負債合計	860,337千円
繰延税金負債の純額	752,043千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.1%
受取配当金消去	2.0%
住民税均等割	0.6%
子会社との税率差	1.0%
持分法による投資損益	△1.8%
のれんの償却	4.3%
試験研究費に係る税額控除	△1.2%
評価性引当額の増加	3.0%
税率変更による影響額	1.9%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が70,733千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が16,980千円、その他有価証券評価差額金が87,138千円、退職給付に係る調整累計額が575千円それぞれ増加しております。

VIII 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビルや住宅、事業用の土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	期首残高	当期増減額	期末残高	
賃貸等不動産	1,389,385	△11,121	1,378,263	7,503,400

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 賃貸等不動産の増減額は、新規取得による増加額330千円、減価償却費による減少額11,368千円及び除却による減少額82千円であります。

(注3) 時価の算定方法は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の鑑定評価額及び不動産調査報告書の評価額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3. 賃貸等不動産に関する当連結会計年度の損益

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差 額
賃貸等不動産	596,858	△67,040	529,817

IX 資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務の概要

オフィス等についての賃貸借契約に伴う原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。また、一部の製造設備に使用されている有害物質の除去義務等に関しても資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額の算定方法

オフィス等については、主に使用見込期間を取得から22年と見積り、割引率は1.7%を使用しております。また、製造設備については、主に使用見込期間を当該資産の減価償却期間50年と見積り、割引率は2.2%を使用して、それぞれ資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	66,603千円
時の経過による調整額	625千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,177千円
期末残高	<u>64,051千円</u>

X 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 585.44円

(注) 「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (4) 退職給付に係る会計処理の方法 (会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度より退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が1.77円増加しております。

2. 1株当たり当期純利益 21.17円

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,206,477	流 動 負 債	2,181,620
現金及び預金	1,388,904	買掛金	471,483
受取手形	4,767	短期借入金	793,824
売掛金	1,450,875	未払金	39,586
有価証券	322,108	未払費用	481,057
製品	586,106	未払法人税等	166,384
仕掛品	339,032	未払消費税等	106,134
原材料及び貯蔵品	979,572	前受金	46,761
前払費用	30,040	預り金	11,826
繰延税金資産	69,225	賞与引当金	64,562
短期貸付金	997,140	固 定 負 債	1,840,391
その他	39,629	長期借入金	500,000
貸倒引当金	△ 923	繰延税金負債	738,976
固 定 資 産	12,471,402	退職給付引当金	23,452
有形固定資産	2,727,708	役員退職慰労引当金	138,450
建物	473,820	預り保証金	421,424
構築物	60,602	資産除去債務	18,088
機械装置	100,608	負 債 合 計	4,022,011
車輛運搬具	2,581	純 資 産 の 部	
工具器具備品	41,261	株 主 資 本	12,827,908
土地	2,048,834	資 本 金	1,524,460
無形固定資産	71,150	資 本 剰 余 金	2,419,642
借地権	41,806	資 本 準 備 金	2,366,732
施設利用権	2,391	そ の 他 資 本 剰 余 金	52,909
ソフトウェア	26,952	利 益 剰 余 金	9,600,054
投資その他の資産	9,672,543	利 益 準 備 金	334,865
投資有価証券	4,802,669	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,265,189
関係会社株	2,702,735	配 当 準 備 積 立 金	380,000
出資金	400	研 究 開 発 積 立 金	100,000
長期貸付金	2,006,376	別 途 積 立 金	7,790,000
その他	210,951	繰 越 利 益 剰 余 金	995,189
貸倒引当金	△ 50,589	自 己 株 式	△ 716,247
資 産 合 計	18,677,880	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,827,960
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,827,960
		純 資 産 合 計	14,655,868
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,677,880

株主資本等変動計算書

（自平成26年4月1日
至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,366,732	52,909	2,419,642
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,524,460	2,366,732	52,909	2,419,642
当 期 変 動 額 剰余金の配当 別途積立金の積立 当期純利益 自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,524,460	2,366,732	52,909	2,419,642

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金						利 益 剰余金 合 計		
	利 益 準備金	その他利益剰余金				繰越利益 剰余金			
	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別 途 積立金						
当 期 首 残 高	334,865	380,000	100,000	7,290,000	1,076,204	9,181,069	△714,805	12,410,366	
会計方針の変更による累積的影響額					47,538	47,538		47,538	
会計方針の変更を反映した当期首残高	334,865	380,000	100,000	7,290,000	1,123,743	9,228,608	△714,805	12,457,905	
当 期 変 動 額 剰余金の配当 別途積立金の積立 当期純利益 自己株式の取得				500,000	△241,725 △500,000 613,171	△241,725 — 613,171	△1,442	△241,725 — 613,171 △1,442	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	500,000	△128,554	371,445	△1,442	370,003	
当 期 末 残 高	334,865	380,000	100,000	7,790,000	995,189	9,600,054	△716,247	12,827,908	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,020,619	1,020,619	13,430,985
会計方針の変更による 累積的影響額			47,538
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,020,619	1,020,619	13,478,524
当期変動額			
剰余金の配当			△241,725
別途積立金の積立			—
当期純利益			613,171
自己株式の取得			△1,442
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	807,341	807,341	807,341
当期変動額合計	807,341	807,341	1,177,344
当期末残高	1,827,960	1,827,960	14,655,868

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物	3～50年
機械装置	2～10年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より損益処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が73,818千円減少し、繰越利益剰余金が47,538千円増加しております。また、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

- (4) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- b. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社のデリバティブ管理規程に従って行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

借主に対する敷金返還義務

担保に供している資産……土地 145,995千円

対応債務……………預り保証金 57,980千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,721,132千円

3. 偶発債務

債務保証

(1) 次の関係会社について、金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 681,232千円

(184,117千バーツ)

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 28,351千円

(7,662千バーツ)

太平洋製糖(株) 221,333千円

南栄糖業(株) 103,431千円

(2) 次の関係会社について、仕入先への債務の履行に対し債務保証を行っております。

ユニテックフーズ(株) 224,884千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,328,943千円

長期金銭債権 1,985,600千円

短期金銭債務 656,431千円

長期金銭債務 300千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

売 上 高	11,665,407千円
仕 入 高 等	6,340,276千円

(2) 営業取引以外	86,292千円
------------	----------

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 2,893,848株

Ⅴ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産の部)

繰延税金資産

賞与引当金否認額	21,370千円
未払事業税否認額	13,139千円
たな卸資産評価損否認額	27,669千円
その他	7,046千円

繰延税金資産合計	69,225千円
----------	----------

(固定負債の部)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	16,340千円
退職給付引当金否認額	7,575千円
役員退職慰労引当金否認額	44,925千円
投資有価証券評価損否認額	21,387千円
関係会社株式評価損否認額	22,668千円
投資事業組高出資損失否認額	28,013千円
減損損失否認額	65,249千円
資産除去債務否認額	5,842千円
その他	24,954千円

繰延税金資産小計	236,957千円
----------	-----------

評価性引当額	△123,032千円
--------	------------

繰延税金資産合計	113,925千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	852,902千円
--------------	-----------

繰延税金負債の純額	738,976千円
-----------	-----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が71,369千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が15,769千円、その他有価証券評価差額金が87,138千円それぞれ増加しております。

VI 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	双日㈱	(被所有) 直接30.8 間接 1.6	当社の販売代理店 原料糖の仕入先 役員の受入	製品及び商品の販売	9,266,820	売掛金	915,957
				原料糖の購入	3,712,295	買掛金	365,051
				販売手数料等	380,594	未払費用	119,172

(注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおりません。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ① 製品及び商品の販売に係る価格その他の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
- ② 原料糖の購入については、国内及び海外の粗糖定期相場に基づいてその価格を決定しております。
- ③ 販売手数料等の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。

2. 子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	協立食品㈱	(所有) 直接100.0	当社の販売代理店 原料糖の仕入先 役員の兼任	製品及び商品の販売	2,351,426	売掛金	397,296
子会社	ユニテックフーズ㈱	(所有) 直接100.0	機能性食品の加工受託 債務保証 役員の兼任	債務保証	224,884	—	—
				保証料受取	777	未収入金	166
子会社	Fuji Nihon Thai Inulin Co., Ltd.	(所有) 直接55.0	機能性商品の仕入先 機能性原材料の販売 債務保証 役員の兼任	債務保証	681,232	—	—
関連会社	太平洋製糖㈱	(所有) 直接33.3	精製糖の加工委託 資金の援助 債務保証 役員の兼任	債務保証	221,333	—	—
				資金貸付	983,000	短期貸付金	997,000
				資金回収	981,700	長期貸付金	1,960,000
				利息受取	38,655	—	—
				委託加工費等	1,459,788	買掛金 未払費用	105 141,594

- (注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。
- 2 債務保証は、子会社の取引先への仕入債務、子会社及び関連会社の金融機関からの借入れに対するものであります。
- 3 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- ① 協立食品㈱に対する製品及び商品の販売に係る価格その他の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
 - ② ユニテックフーズ㈱に対する債務保証については、年率0.3%の保証料を受領しております。
 - ③ Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.に対する債務保証については、保証料を受領していません。
 - ④ 太平洋製糖㈱に対する債務保証については、保証料を受領していません。
 - ⑤ 太平洋製糖㈱に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、半年賦返済としております。
 - ⑥ 太平洋製糖㈱に対する委託加工費等については、他の委託先と同様の条件によっております。

VII 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 545.75円 |
| (注) 「I 重要な会計方針に係る事項 5. 引当金の計上基準 (3) 退職給付引当金 (会計方針の変更)」に記載のとおり、当事業年度より退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が1.77円増加しております。 | |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 22.83円 |

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽鳥 良彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 円 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ日本精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽鳥 良彰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 円 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

フジ日本精糖株式会社 監査役会

監査役(常勤)	高橋 宏 寿	Ⓜ
監査役	上平 徹	Ⓜ
監査役	加藤 茂 治	Ⓜ
監査役	内藤 健 雄	Ⓜ

(注) 監査役上平 徹、監査役加藤 茂治及び監査役内藤 健雄は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	ふな こし よし かず 船越 義和 (昭和25年 1月1日生)	昭和48年4月 日商岩井(株)(現双日(株))入社 平成11年10月 同社 食品流通部長 平成17年4月 双日食料(株)代表取締役社長 平成19年5月 フジ日本精糖(株)入社 平成19年6月 同社 常務取締役 平成20年6月 ユニテックフーズ(株)取締役(現任) 平成23年6月 フジ日本精糖(株)専務取締役 清水工場代表 機能性素材担当 平成24年6月 太平洋製糖(株)取締役(現任) フジ日本精糖(株)代表取締役社長(現任) 平成24年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役 会長(現任) 平成25年6月 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 平成26年6月 マ・マーマカロニ(株)取締役(現任)	46,000株
2	たか なし しげ のり 高梨 繁憲 (昭和29年 1月29日生)	昭和47年4月 日本精糖(株)入社 平成16年4月 フジ日本精糖(株)砂糖本部本部長 平成16年6月 同社 執行役員 砂糖本部本部長 平成18年6月 太平洋製糖(株)監査役 フジ日本精糖(株)常務執行役員 砂糖本部 本部長 平成19年5月 協立食品(株)取締役(現任) 平成20年6月 太平洋製糖(株)取締役(現任) フジ日本精糖(株)取締役常務執行役員 砂糖 本部本部長(現任)	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	さくら だ せい じ 櫻 田 誠 司 (昭和38年) (3月19日生)	昭和60年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 平成20年8月 双日(株) 食料部食料担当部長 平成21年4月 同社 穀物飼料部食料担当部長 平成21年6月 フジ日本精糖(株) 取締役 平成21年10月 双日(株) 穀物飼料部副部長 平成22年10月 同社 食料事業部副部長 平成25年4月 フジ日本精糖(株) 出向 平成25年4月 同社 執行役員 社長補佐営業戦略室室長 平成25年6月 ユニテックフーズ(株) 取締役 (現任) FUJI NIHON (Thailand) Co., Ltd. 取締役 (現任) 平成25年10月 フジ日本精糖(株) 執行役員 社長補佐営業戦略室室長兼機能性素材本部副部長兼機能性食品営業部部長 平成26年4月 同社 執行役員 機能性素材本部副部長兼機能性食品営業部部長兼営業戦略室室長 平成26年6月 同社 取締役常務執行役員 機能性素材本部副部長兼機能性食品営業部部長兼営業戦略室室長 (現任) 平成26年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co., Ltd. 取締役 (現任)	0株
4	さくら だ もと ひさ 櫻 田 礎 久 (昭和27年) (12月7日生)	昭和50年4月 フジ製糖(株) 入社 平成16年4月 フジ日本精糖(株) 砂糖本部副本部長 平成18年6月 同社 執行役員 砂糖本部副本部長 平成26年4月 同社 執行役員 砂糖本部副本部長兼機能性素材本部副本部長兼キープ事業部部長 平成26年6月 同社 取締役常務執行役員 清水代表砂糖本部副本部長兼機能性素材本部副本部長兼キープ事業部部長 (現任)	7,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	え ぐち たつ お 江 口 達 夫 (昭和24年) (3月30日生)	昭和47年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 平成11年1月 日商岩井米国会社ニューヨーク(現双日(株)) 事業投資グループグループエグゼグティブ 平成15年4月 フジ日本精糖(株) 入社 平成15年6月 同社 執行役員 管理本部本部長 平成16年6月 太平洋製糖(株) 監査役 フジ日本精糖(株) 常務執行役員 平成17年6月 同社 常務取締役 平成18年6月 太平洋製糖(株) 取締役 マ・マーマカロニ(株) 取締役 フジ日本精糖(株) 代表取締役社長 平成20年6月 ユニテックフーズ(株) 取締役 平成24年6月 フジ日本精糖(株)代表取締役会長 平成24年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役 平成26年6月 フジ日本精糖(株) 取締役相談役(現任)	45,000株
6	むら かみ みつ ひろ 村 上 光 廣 (昭和18年) (2月7日生)	昭和44年8月 鈴与(株) 入社 昭和62年9月 鈴与航空貨物(株) 取締役 平成2年11月 鈴与(株) 取締役 鈴与航空貨物(株) 代表取締役社長 ユーピーエス・スズヨ・フレート・サービ ス(株)代表取締役社長 平成6年11月 鈴与(株) 常務取締役 平成16年11月 同社 専務取締役 平成17年11月 同社 取締役副社長 平成18年11月 同社 代表取締役副社長 平成22年6月 フジ日本精糖(株) 取締役(現任) 平成23年11月 鈴与(株) 取締役相談役 平成24年11月 同社 相談役(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	※ さ づか まさ ひろ 佐 塚 眞 弘 (昭和27年 3月9日生)	昭和49年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 平成9年11月 同社 情報システム部副部長 平成14年4月 同社 企画ユニット ITソリューション担当 部長 平成16年7月 フジ日本精糖(株) 入社 平成17年7月 同社 経営企画室室長兼監査室室長兼広報 室室長 平成21年6月 同社 執行役員 経営企画室室長兼広報室室 長 平成25年6月 同社 常務執行役員 経営企画室室長兼広報 室室長 平成26年4月 同社 常務執行役員 管理本部本部長兼経営 企画室室長兼資産管理部部長兼広報室室長 (現任) 平成26年5月 協立食品(株) 監査役 (現任) 平成26年6月 太平洋製糖(株) 監査役 (現任)	9,000株
8	※ いち むら よし あき 市 村 由 昭 (昭和30年 1月24日生)	昭和52年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 平成14年10月 Mitsubishi Motors Philippines Corp. Director Senior Executive Vice President 平成19年4月 双日(株) 自動車第一部長 平成20年4月 同社 自動車第三部長 平成21年4月 同社 機械部門長補佐兼自動車本部長兼自 動車第三部長 平成23年4月 Hyundai Motor (Thailand) Co., Ltd. Director President 平成25年8月 Subaru Motor LLC. General Director 平成26年4月 双日(株) 理事 平成27年4月 同社 執行役員 食料・アグリビジネス本部 長 (現任)	0株

(注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任候補者であります。

3. 村上光廣、市村由昭の両氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由

社外取締役候補者の選任理由および独立性について

・村上光廣氏は、長年にわたり鈴与(株)の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年間であります。なお、村上光廣氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ・市村由昭氏は、当社の議決権比率の30.8%を保有する主要株主である双日㈱の執行役員であります。また、当社と当社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 加藤茂治氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役高橋宏寿氏および上平 徹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、船戸謙治氏は加藤茂治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第33条により、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たか はし ひろ かつ 高橋 宏 寿 (昭和18年) (3月16日生)	昭和50年4月 佐藤㈱ 常務取締役 昭和63年4月 同社 監査役 平成12年5月 日本精糖㈱参事 総務部長 平成14年6月 フジ日本精糖㈱ 執行役員 平成17年6月 同社 常務執行役員 平成18年6月 同社 常務取締役 平成19年6月 同社 監査役 (現任) 平成26年6月 ユニテックフーズ㈱ 監査役 (現任)	404,200株
2	うえ ひら とおる 上 平 徹 (昭和32年) (8月1日生)	昭和57年9月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人 トーマツ) 入社 昭和60年8月 公認会計士登録 平成2年3月 上平会計事務所 所長 (現任) 平成12年6月 日本精糖㈱ 監査役 平成13年10月 フジ日本精糖㈱ 監査役 (現任) 平成14年9月 ㈱フレンテ監査役 (現任) 平成17年7月 新創監査法人社員 (現任)	2,000株
3	※ ふな と けん じ 船 戸 謙 治 (昭和38年) (9月10日生)	昭和62年4月 豊田通商㈱ 入社 平成17年4月 同社 食品部製菓原料グループリーダー 平成22年4月 同社 食品部食品事業グループリーダー 平成23年4月 中糧豊通 (北京) 食品有限公司 董事常務副総経理 平成25年4月 豊田通商㈱ 食品部長 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 上平 徹、船戸謙治の両氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由

社外監査役候補者の選任理由および独立性について

- ・上平 徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって13年8ヶ月であります。なお、上平 徹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ・船戸謙治氏は、当社と商品供給等の取引がある豊田通商㈱において食品部長の役職にあり、食品業界に関する豊富な識見を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます佐藤伸郎氏および監査役を辞任されます加藤茂治氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の所定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

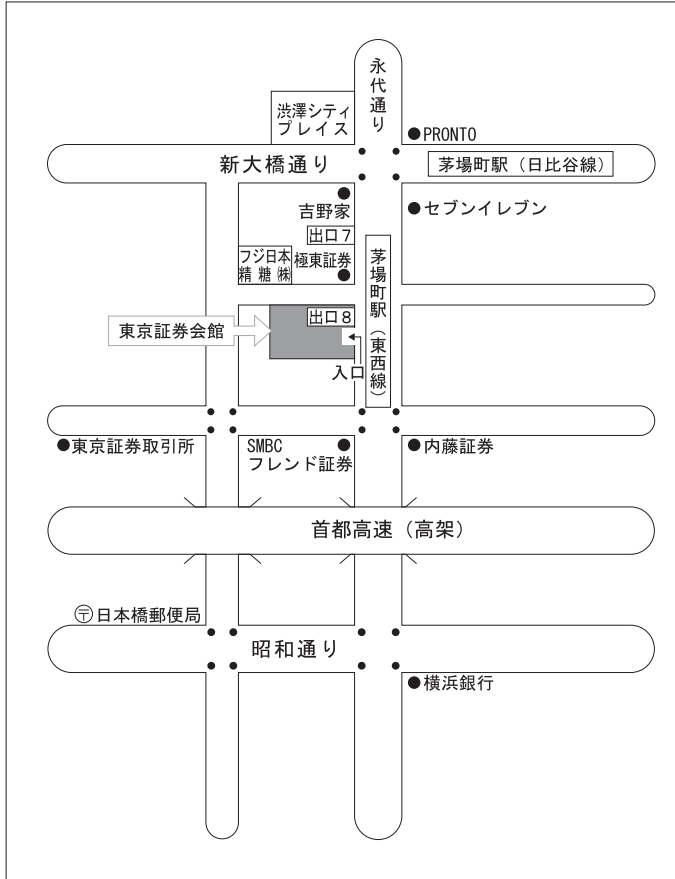
退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さとう のぶお 佐藤 伸郎	平成13年10月 当社取締役相談役（現任）
かとう しげはる 加藤 茂治	平成25年6月 当社監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

東京証券会館 9階会議室
東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
電話 03-3667-9210



- 東京メトロ 東西線 茅場町駅
日比谷線 茅場町駅
8出口直結
7出口より徒歩2分